

船舶インシデント調査報告書

平成29年5月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成28年4月30日 16時00分ごろ
発生場所	神奈川県横須賀市観音埼東方沖 観音埼灯台から真方位090° 2.3海里付近 (概位 北緯35°15.4′ 東経139°47.5′)
インシデントの概要	ヨット和 ^{わか} 海は、南進中、えい航 ^{えい} 索が推進器に絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年5月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ヨット 和海、10.17トン
船舶番号、船舶所有者等	235-13074千葉、個人
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 4、視界 良好 海象：波高 約2.0m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、千葉県鋸南町保田 ^{ほた} 港に向け小型ボート ^{きよなん} をえい航して南進中、同ボートが転覆し、えい航索が推進器に絡まった。
分析	本船は、観音埼東方沖を南進中、えい航していた小型ボートが転覆した際、えい航索が推進器に絡まったことから、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が観音埼東方沖を南進中、えい航していた小型ボートが転覆した際、えい航索が推進器に絡まったため、主機が運転できなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・被えい航船の状況を監視しながら航行すること。